

●広島県最低賃金が改定されます。(平成23年10月1日～)

平成23年10月1日より広島県最低賃金が下記のとおり改定されます。

現 行 (平成23年9月30日まで)	改定後 (平成23年10月1日以降)
時間額 704円	時間額 <b>710円</b>

※広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態(正社員、パート、アルバイト等)、支払形態(月給・日給・時給等)の別を問いません。

また、現在は日額による最低賃金の定めはありません。

※最低賃金に算入しない賃金は、次の①～③となりますので、注意して下さい。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日及び深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金及び1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

その他最低賃金に関する情報はこちら → <http://pc.saiteichingin.info/>

●平成23年10月納付分から厚生年金保険の保険料率が改定されます。

平成16年の年金制度改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月分まで毎年改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は、平成23年9月分(10月分納付)から平成24年8月分(9月納付分)までの保険料を計算する際の基礎となります。

	現行	平成23年9月(10月納付)分～
一般の被保険者の方	16.058%	<b>16.412%</b>

※上記料率は納付分です。保険料は、事業主、被保険者本人が折半での負担となります。

厚生年金保険料率は毎年0.354%ずつ引き上げられ平成29年9月以後は18.3%に固定されます。

●一時的に過去10年まで遡及納付が可能となる国民年金保険料

**国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ!**

平成24年秋(予定)から3年間に限り、納付可能期間が10年間に延長されます。

現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、この制度の施行日(※)から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります。

(※)平成24年10月1日までの政令で定める日となっており、来年秋が予定されています。

ただし、3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

今後、施行日等詳細が決定されましたら、あらためてご案内致します。